

# 循環器病対策について

2026年6月25日 情報共有会

厚生労働省

健康・生活衛生局がん・疾病対策課

鶴田 真也

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

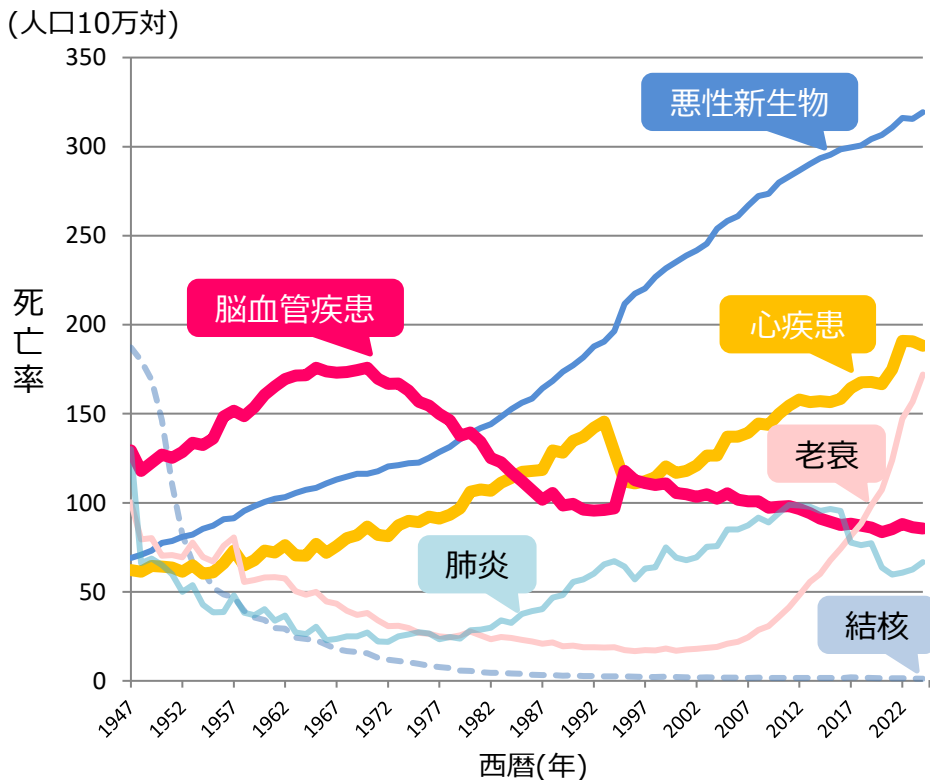
# 循環器病の基本データについて



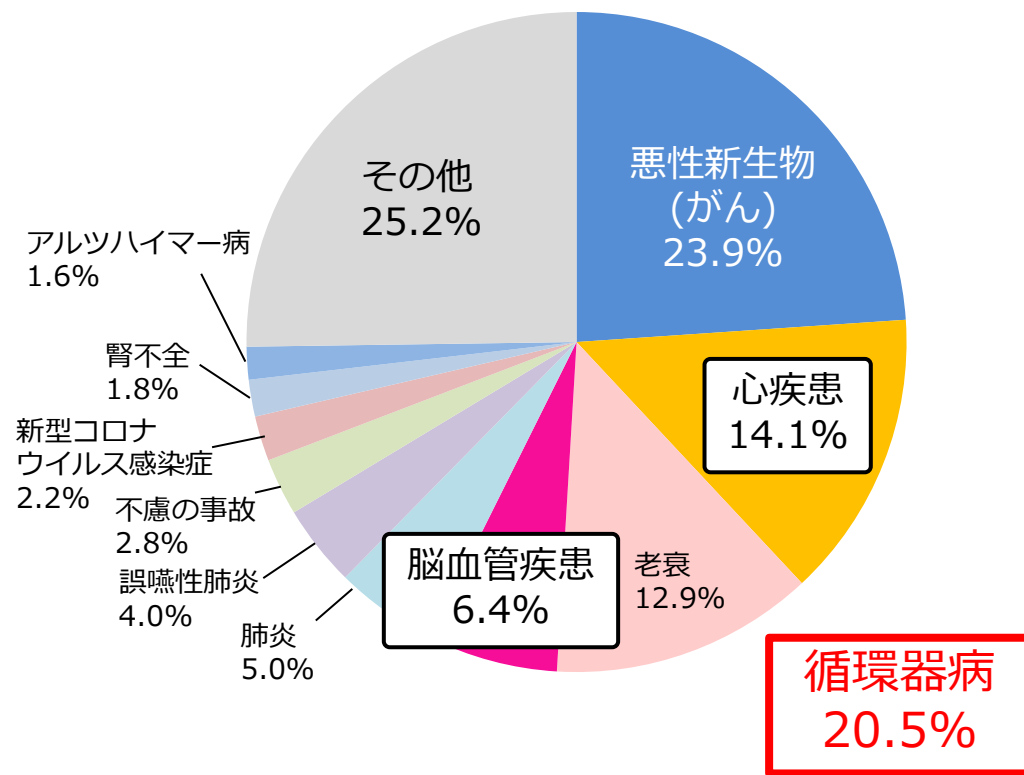
# 我が国の死亡原因における循環器病の割合

- 心疾患及び脳血管疾患は、我が国における主な死亡原因である。
- 2024（令和6）年の人口動態統計（確定数）によると、心疾患は死亡原因の第2位、脳血管疾患は第4位であり、両者を合わせた循環器病は、悪性新生物（がん）に次ぐ死亡原因である。

## 我が国における死亡率の推移（主な死因別）



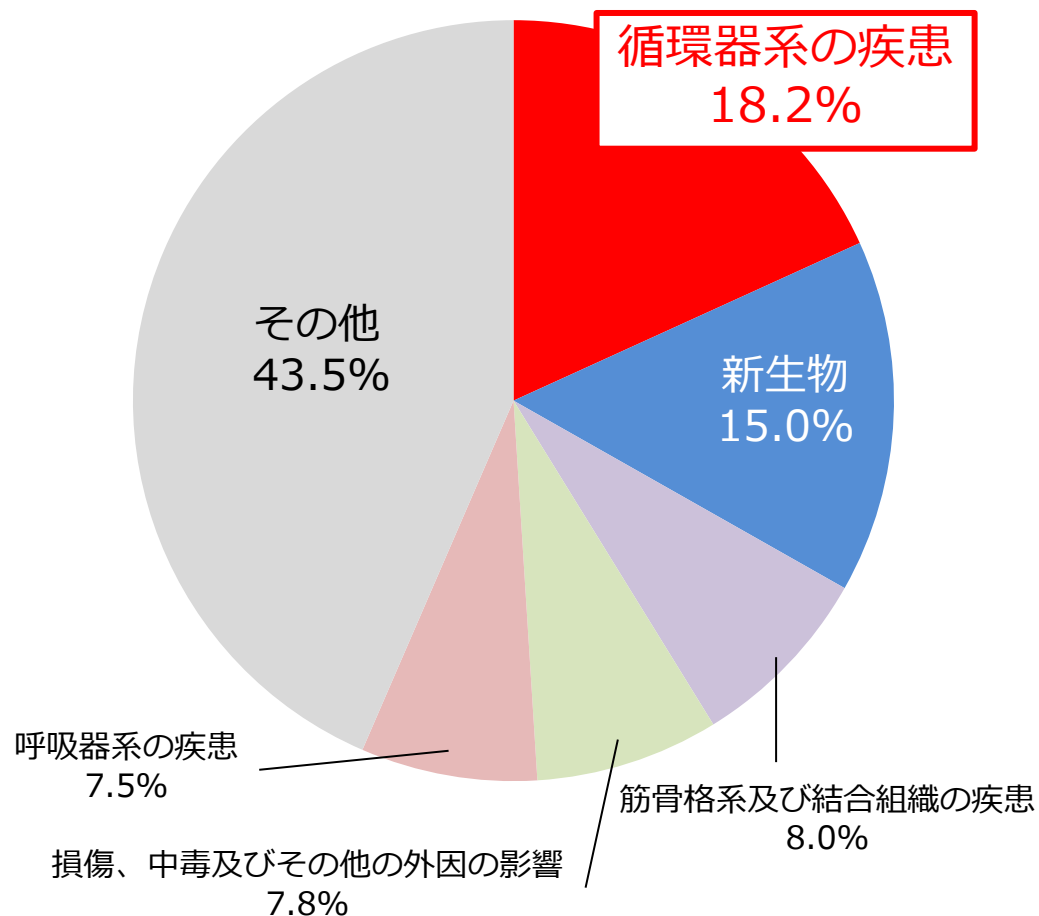
## 2024（令和6）年の死亡原因内訳（%）



# 我が国の傷病分類別医科診療医療費(上位5位)

- 令和5年度傷病分類別医科診療医療費は、34兆5498億円。
- そのうち、循環器系の疾患(循環器病)が占める割合は、6兆2834億円(18.2%)と最多。

## 医科診療医療費の構成割合



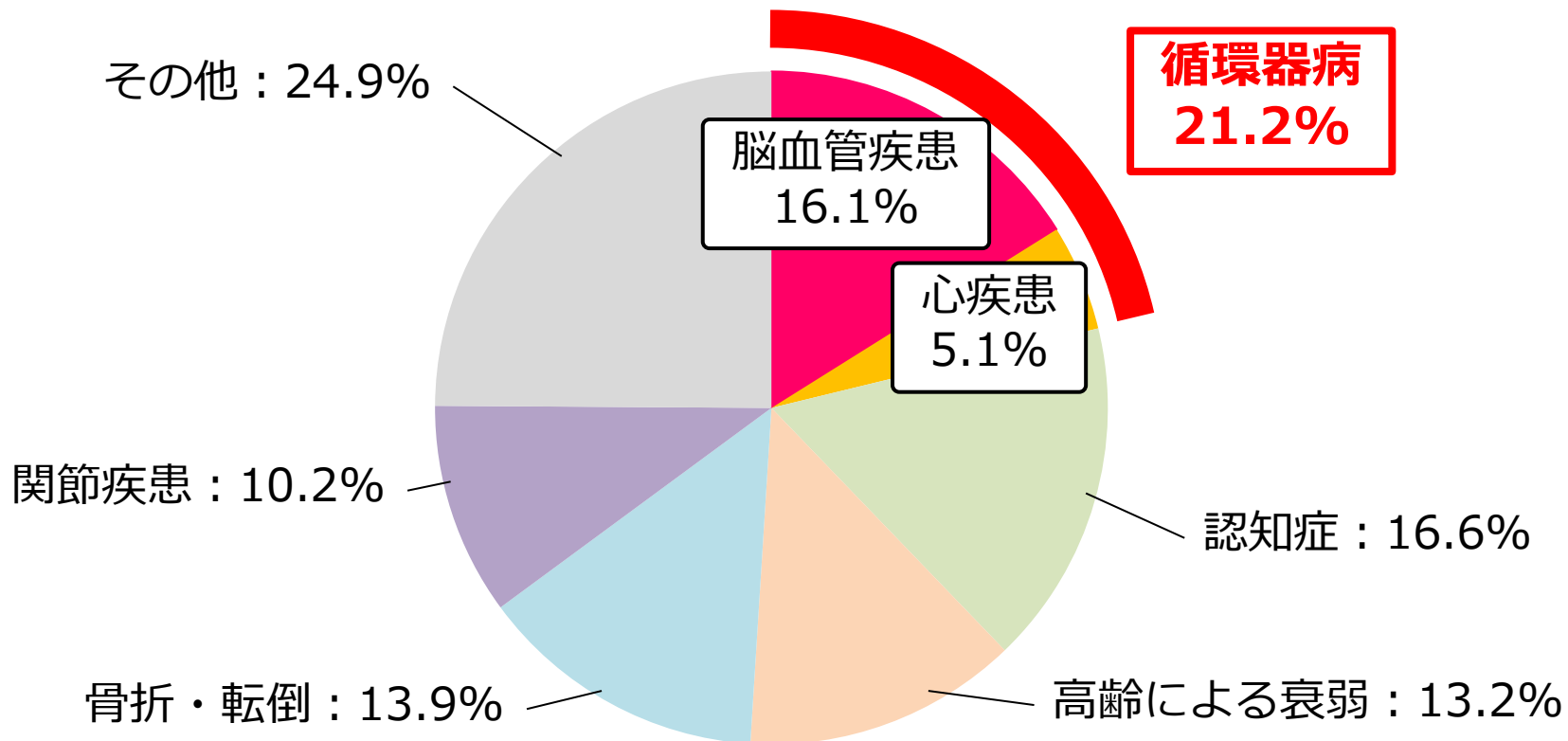
## 循環器系の疾患の医療費の内訳

疾患	医療費
循環器系の疾患	6兆2834億円
(内訳)	1兆7027億円
高血圧性疾患	1兆7027億円
心疾患(高血圧性のものを除く)	2兆2528億円
虚血性心疾患	6706億円
脳血管疾患	1兆8168億円

※傷病分類はICD-10 2013年版に準拠した分類による。

# 我が国の介護が必要となった主な原因の構成割合

- 脳血管疾患が16.1%、心疾患が5.1%であり、両者を合わせた循環器病は21.2%と、介護が必要となった原因に占める割合は最多である。



※要支援および要介護者に占める割合

<その他の内訳>	パーキンソン病：3.5%	糖尿病：2.9%	悪性新生物：2.7%	脊髄損傷：2.2%	呼吸器疾患：2.0%
	視覚・聴覚障害：1.1%	その他：7.1%	不明：1.3%	不詳：2.1%	

## 第2期循環器病対策推進基本計画について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 循環器病対策基本法（平成30年12月14日 法律第105号）

（平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行）

## 趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。

## 循環器病対策推進協議会

国

### 厚生労働大臣

循環器病対策推進基本計画案の作成

意見

### 循環器病対策推進基本計画

（少なくとも6年ごとに検討を加える）

閣議決定・国会報告

連携

地方公共団体

### 都道府県

#### 都道府県循環器病対策推進計画

循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、策定

国民

## 基本理念

- 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めること
- 循環器病患者等に対する保健、医療（リハビリテーションを含む）、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
- 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

## 基本的施策

- ① 循環器病の予防等の推進
- ② 循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備等
- ③ 医療機関の整備等
- ④ 循環器病患者等の生活の質の維持向上
- ⑤ 保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備
- ⑥ 保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等
- ⑦ 情報の収集提供体制の整備等
- ⑧ 研究の促進等

## 全体目標

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

## 個別施策

循環器病：脳卒中・心臓病その他の循環器病

### 【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築

### 1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

- 循環器病の発症予防及び重症化予防
- 子どもの頃からの国民への循環器病に関する正しい知識（循環器病の予防、発症早期の適切な対応、重症化予防、後遺症等）の普及啓発の推進
- 循環器病に対する国民の認知度等の実態把握

### 3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明、新たな診断技術や治療法の開発、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発の推進
- 科学的根拠に基づいた政策を立案し、循環器病対策を効果的に進めるための研究の推進

### 2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- ④ リハビリテーション等の取組
- ⑤ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑥ 循環器病の緩和ケア
- ⑦ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑧ 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑨ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- ⑩ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

## 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

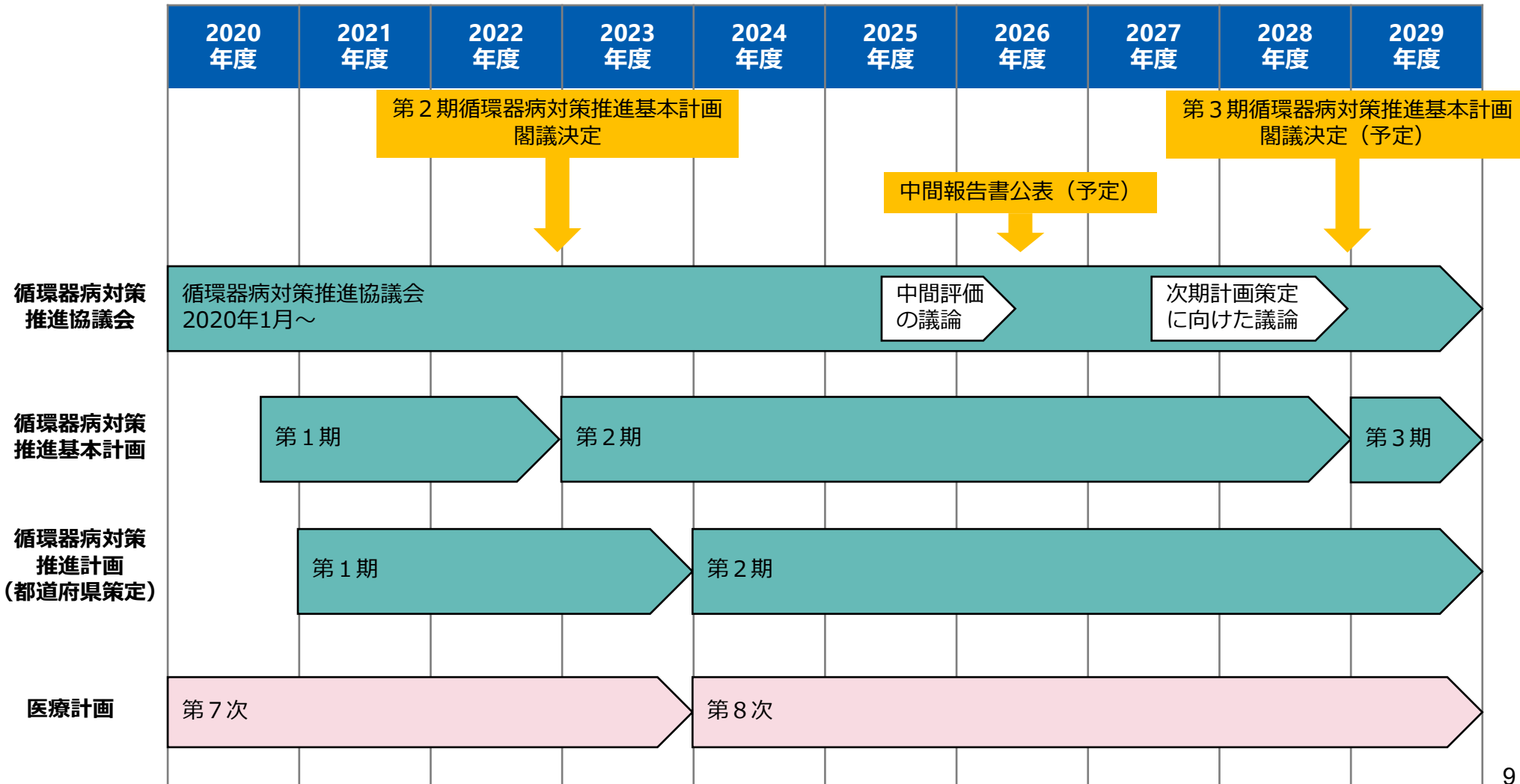
- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化       | (4) 都道府県による計画の策定           |
| (2) 他の疾患等に係る対策との連携            | (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化 |
| (3) 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策 | (6) 基本計画の評価・見直し            |

### <循環器病の特徴と対策>



## 第2期循環器病対策推進基本計画等の今後のスケジュール

- 第2期循環器病対策推進基本計画では、計画の実行期間は令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までの6年を目安とし、また、本計画の進捗状況を把握し管理するため、3年を目途に中間評価を行う予定。



# 今後の循環器病対策推進協議会の検討スケジュール（案）

	令和7年6月18日	令和7年秋頃	令和8年春頃	令和8年夏頃
協議会	<b>第14回</b> ○第2期循環器病対策推進基本計画の中間評価の進め方について  ○コア指標の選定について（その1）	<b>第15回</b> ○コア指標の選定について（その2）  ○脳卒中・心臓病等総合支援センターの在り方について  ○循環器病DBの取組状況について 等	<b>第16回</b> ○第2期循環器病対策推進基本計画の中間評価の骨子（案）  ○脳卒中・心臓病等総合支援センター整備指針について 等	<b>第17回</b> ○第2期循環器病対策推進基本計画の中間評価のとりまとめ 等
総合支援委員会	報告			
研究班等での検討	第7回（令和7年秋頃） ・モデル事業の実績報告 ・整備指針の策定方針（案） 等			
	報告			
	報告			
	報告			

中間評価報告書及び概要公表

# 第2期循環器病対策基本計画の評価指標（数値）について

第2期循環器病対策推進基本計画の中間評価に当たっては、都道府県ごとに評価可能な指標※については、可能な限り測定し、都道府県循環器病対策推進計画の評価等にご活用いただくことを目的として公表しています。

※第2期循環器病対策推進基本計画の評価指標については、「循環器病対策基本計画の変更について（令和5年3月28日厚生労働省健康局長通知）」別紙3を参照してください。

## 掲載ページ

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・発注・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 循環器病対策 > 循環器病対策推進基本計画

## 循環器病対策推進基本計画

### 循環器病対策推進基本計画（第2期） <令和5年3月28日 閣議決定>

- PDF 循環器病対策推進基本計画（第2期）<令和5年3月> [549KB]
- PDF 循環器病対策推進基本計画（第2期）の概要 [307KB]

### 評価指標数値（都道府県値含む）

第2期循環器病対策推進基本計画の中間評価に当たっては、都道府県ごとに評価可能な指標については、可能な限り測定・公表し、都道府県の循環器病対策に見える化することとしており、本データは、都道府県循環器病対策推進計画の評価等にご活用いただくことを目的としています。

また、事前の通知をすることなく、更新、変更等を行う場合があります。なお、データ算出時期が異なることにより、厚生労働省医政局地域医療計画課より提供されている「医療計画作成支援データブック」の数値と異なる場合がございます。

- データのダウンロード
- X 2026年4月24日更新 第2期循環器病対策推進基本計画 評価指標（都道府県値） [151KB]

## 【評価指標数値】

指標の数値については、第1期策定時点、第2期策定時点と中間評価時点のデータを示しています。

プルダウンから都道府県を選択すると、評価指標の数値が表示されます。

都道府県	指標（詳細）	数値（時点）		数値（時点）		数値（時点）	
		第1期策定時	（時点）	第2期策定時	（時点）	中間評価時	（時点）
全国	喫煙率（男性）	28.8 %	（令和元年6月）	25.4 %	（令和4年6月）	公表値 %	%（令和7年6月）
北海道	喫煙率（女性）	8.8 %	（令和元年6月）	7.7 %	（令和4年6月）	公表値 %	%（令和7年6月）
青森県	高血圧性疾患患者の年別調整外来受診率	215.3 人口10万人対	（令和2年10月）	-	人口10万人対	（-）	446.7 人口10万人対（令和5年10月）
岩手県	糖尿病重症患者の年別調整外来受診率	67.7 人口10万人対	（令和2年10月）	-	人口10万人対	（-）	124.8 人口10万人対（令和5年10月）
宮城県	特定保健指導の実施率	55.3 %	（令和元年策）	57.8 %	（令和4年策）	59.9 %	（令和5年策）
秋田県	特定保健指導の実施率	23.2 %	（令和元年策）	26.5 %	（令和4年策）	27.6 %	（令和5年策）
山形県	特定補診受診者における収縮期血圧130mmHg以上の割合（男性）	39.2 %	（平成31年度）	40.4 %	（令和4年度）	公表値 %	%（令和5年度）
福島県	特定補診受診者における収縮期血圧130mmHg以上の割合（女性）	29.9 %	（平成31年度）	31.5 %	（令和4年度）	公表値 %	%（令和5年度）
茨城県	特定補診受診者における拡張期血圧80mmHg以上の割合（男性）	47.2 %	（平成31年度）	48.8 %	（令和4年度）	公表値 %	%（令和5年度）
栃木県	特定補診受診者における拡張期血圧80mmHg以上の割合（女性）	27.9 %	（平成31年度）	29.9 %	（令和4年度）	公表値 %	%（令和5年度）
群馬県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（虚血性心疾患の年別調整死亡率（男性））	72.9 人口10万人対	（令和元年）	77.3 人口10万人対	（令和4年）	70.5 人口10万人対	（令和6年）
埼玉県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（虚血性心疾患の年別調整死亡率（女性））	31.5 人口10万人対	（令和元年）	30.7 人口10万人対	（令和4年）	27.0 人口10万人対	（令和6年）
千葉県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（心不全の年別調整死亡率（男性））	70.4 人口10万人対	（令和元年）	76.4 人口10万人対	（令和4年）	74.5 人口10万人対	（令和6年）
東京都	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（心不全の年別調整死亡率（女性））	52.1 人口10万人対	（令和元年）	53.3 人口10万人対	（令和4年）	50.2 人口10万人対	（令和6年）
神奈川県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（大動脈疾患の年別調整死亡率（男性））	17.3 人口10万人対	（令和元年）	17.7 人口10万人対	（令和4年）	17.3 人口10万人対	（令和6年）
新潟県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（大動脈疾患の年別調整死亡率（女性））	11.0 人口10万人対	（令和元年）	10.8 人口10万人対	（令和4年）	10.8 人口10万人対	（令和6年）
富山県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（心血管疾患の年別調整死亡率（男性））	191.4 人口10万人対	（令和元年）	205.7 人口10万人対	（令和4年）	195.1 人口10万人対	（令和6年）
石川県	虚血性心疾患、心不全、大動脈疾患及び心血管疾患の年別調整死亡率（心血管疾患の年別調整死亡率（女性））	115.7 人口10万人対	（令和元年）	115.9 人口10万人対	（令和4年）	107.1 人口10万人対	（令和6年）
福井県	心臓病死亡患者全死因人員のうち、一般市民による除動脈の実施件数	2168 件	（令和元年中）	1970 件	（令和4年中）	2264 件	（令和6年中）
山梨県	虚血性心疾患及び大動脈疾患により救急搬送された患者数（虚血性心疾患により救急搬送された患者数）	349 千人	（令和2年10月）	-	千人	（-）	3.4 千人（令和5年10月）
長野県	虚血性心疾患及び大動脈疾患により救急搬送された患者数（大動脈疾患により救急搬送された患者数）	1.5 千人	（令和2年10月）	-	千人	（-）	1.5 千人（令和5年10月）
岐阜県	救急要請（認知）から医療機関への移送までにかかった平均時間	396 分	（令和元年中）	47.2 分	（令和4年中）	44.6 分	（令和6年中）
静岡県	心臓血管外科手術が実施可能な医療機関数	集計中	施設数（令和元年策）	集計中	施設数（令和4年）	集計中	施設数（令和6年）
愛知県	循環器内科医師数・心臓血管外科医師数（循環器内科医師数）	12249 人	（平成30年）	13479 人	（令和4年）	13596 人	（令和6年）
愛知県	循環器内科医師数・心臓血管外科医師数（心臓血管外科医師数）	3214 人	（平成30年）	3231 人	（令和4年）	3084 人	（令和6年）
岐阜県	心臓病リスク管理センター（CCU）を有する医療機関数・病床数（心臓病型の専用病床（CCU）を有する病床数）	258 施設	（令和2年10月）	-	施設数	（-）	223 施設（令和5年10月）

※ 指標の時点によっては、数値がない場合があります。  
 ※ 事前の通知をすることなく、更新、変更等を行う場合があります。  
 ※ データ算出時期が異なることにより、厚生労働省医政局地域医療計画課より提供されている「医療計画作成支援データブック」の数値と異なる場合があります。



# 脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和8年度 循環器病対策予算について

令和8年度当初予算  
44億円 (44億円)  
※令和7年度補正予算額 3.1億円  
※ ( ) 内は前年度予算額

## 脳卒中・心臓病等特別対策事業

- ① 都道府県循環器病対策推進協議会の開催 (地域政策の策定)
  - ② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成
  - ③ 地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
  - ④ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置
- 令和8年度当初予算額  
3.1億円 (2.6億円)
- 等

## 脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

- ① 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業
  - ② 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業
  - ③ 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業
  - ④ 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業
- 令和8年度当初予算額  
91百万円 (新規)  
※令和7年度補正予算額 1.1億円

## 脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業

- ① 循環器病に関する普及啓発資材の作成
  - ② 循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動
- 令和8年度当初予算額  
18百万円 (18百万円)
- 等

## 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

- ① 基本的な心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
  - ② 国民等に対する心不全の緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発
- 令和8年度当初予算額  
21百万円 (21百万円)
- 等

## 厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究
  - ② 循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発
- 令和8年度当初予算額  
14億円 (13億円)  
※令和7年度補正予算額 2.0億円
- 等

# 脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

令和8年度当初予算額 91百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 1.1億円

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第2項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策において中心的な組織である。
- 一方で、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策は、循環器病対策基本法に基づき、現在は「第2期循環器病対策推進基本計画」として「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に掲げ、個別施策として、①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、③循環器病の研究の推進を掲げているところである。
- 本事業では、脳卒中や心臓病等の循環器病対策を適切に実施するための総合的な支援を、国立循環器病研究センターが実施することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【実施主体：国立循環器病研究センター】 【事業創設年度：令和8年度、補助率：定額（10/10相当）】

### 個別施策

【基盤】（1）循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業：現在政府で進められている「医療DX」が目指す全国の医療機関等が医療情報等を共有・交換する仕組みを活用し、循環器病領域においても、診療情報の収集・活用に向け、「医療DX」の取組との連携し、それらに必要な調査や、循環器病に関するバーチャルデータベース構想（仮）等を検討する。

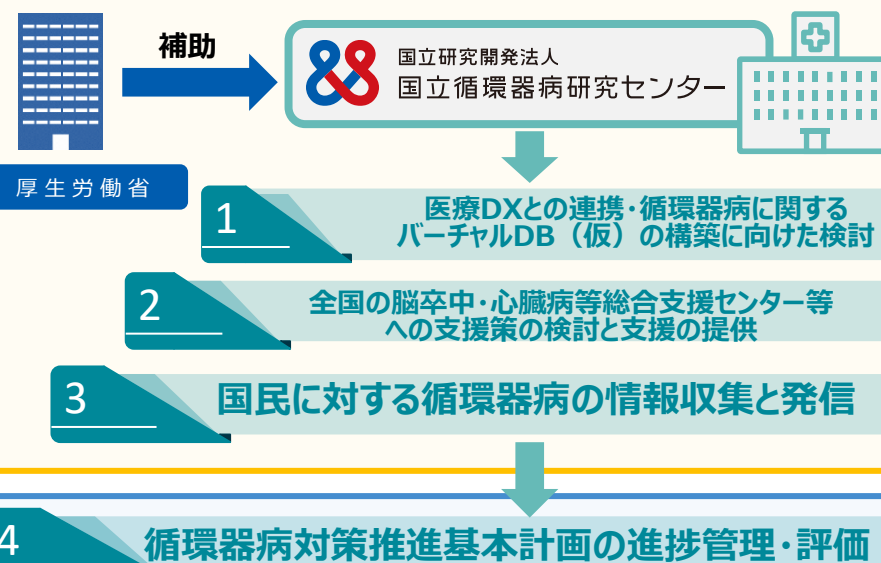
### 【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実】

#### （2）循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業

- ・全国の脳卒中・心臓病等総合支援センターが参加する会議体の運営等を行い、医療機関間のネットワークの構築を支援する。
- ・各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置された医療機関に対し、困難事例に対する助言や好事例の横展開等を行い、各医療機関におけるセンターの運営が円滑に進むような支援策の検討並びに具体的な支援の提供を行う。

#### （3）循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業

- ・循環器病に関する臨床情報や疫学データ等の最新知見の収集を行う。
- ・循環器病に関する情報を一元化し、ポータルサイト等を用いて国民に向けた情報発信を行う。



### 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

#### （4）第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業

- ・国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行う。

# (1) 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業 循環器病データベースの整備に係る循環器病対策基本法等の記載

## ○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

(情報の収集提供体制の整備等)

### 第18条第2項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法の開発及び医療機関等におけるその成果の活用に資するため、国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び循環器病に係る医学医術に関する学術団体の協力を得て、全国の循環器病に関する症例に係る情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## ○第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）

### 4. 個別施策

循環器病対策全体の基盤の整備として、診療情報の収集・提供体制を整備し、循環器病の実態解明を目指す。

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

(取り組むべき施策)

急性期医療の現場における診療情報の活用や診療提供体制の構築、予防（一次予防のみならず、二次予防及び三次予防も含む。）等の公衆衛生政策等への診療情報の活用を目的として、国立研究開発法人国立循環器病研究センターをはじめとした医療機関、関係学会等と連携して、まずは脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性冠症候群、急性大動脈解離及び急性心不全（慢性心不全の急性増悪を含む。）に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みを構築する。

また、収集された診療情報の二次利用等に関する運用方法や費用負担を含む提供の在り方についても検討を進め、将来的には他の循環器病に広げることも含め検討する。なお、これらの取組は、現在政府で進められている医療分野でのデジタルトランスフォーメーションを通じたサービスの効率化や質の向上により国民の保健医療の向上を図る「医療DX」の取組と連携して進めていくこととする。

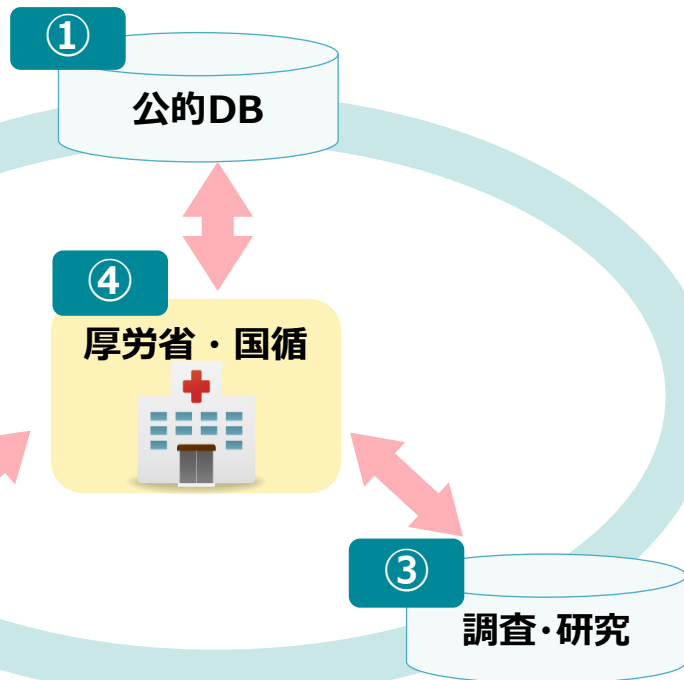
## ○循環器病データベース構築の方向性（令和4年12月6日 第11回循環器病対策推進協議会 資料1より）

- ・ 循環器病データベースについては、より効率的な情報収集や協力する医療機関の負担等に配慮する観点から、医療情報利活用に係る取組により整備が見込まれている全国医療情報プラットフォームの活用も念頭に、構築を進める。
- ・ 急性期医療への活用については、医療機関間での共有や救急・災害時における利用等が重要であることから、保健医療情報共有の仕組みの構築状況を踏まえつつ、循環器病領域での活用を推進するための方策を検討する。
- ・ 公衆衛生への活用については、まずは、循環器病データベースの利活用の具体的な内容を検討し、そのために必要となる診療情報等を検討してはどうか。その上で、医療情報利活用に係る取組により得られるデータ等を踏まえたデータ収集方法等を検討し、循環器病データベースの構築に向けて取り組む。

# 循環器病情報に関する将来的な構想について(案)

- ✓ 現状では、循環器病の情報は、“公的DB”や、“学会DB”の各DBの中に存在するものの、「どこに」「どのような」情報が保管されているかが整理されておらず、情報を十分に活用する環境が整っていない
- ✓ 循環器病バーチャルデータベース構想（仮称）では“公的DB”や、“学会DB”、“調査・研究”等、様々な情報フォーラムの役割を明確化し、その特性に応じて使い分けることで、循環器病に関する情報を、主に二次利用の観点で有効活用できる体制を構築し、疫学研究等において、効率的かつ深度ある研究を実施できる環境を整える
- ✓ 本構想の構築においては、関係学会等と緊密に連携・協議をしながら進めていく

## 循環器病バーチャルデータベース 構想（仮称）



### 1 公的DB

【役割】日本における循環器病等の基礎的な疫学情報の把握  
【例】電子カルテ情報共有サービス、NDB等

### 2 学会DB

【役割】診療の実態調査、研究  
【例】脳卒中データバンク、J-ASPECT、JROAD等

### 3 調査・研究

【役割】厚労大臣が保有する公的DBを連結し二次利用として活用する等、公的/学会DB単独では取得出来ない情報の取得、活用  
【例】公的DBを連結して活用、学会調査、世論調査等

### 4 厚生労働省・国立循環器病研究センター

【役割】循環器病対策の企画立案および総合調整。循環器病対策のニーズを踏まえて、関連学会と連携しながら、公的DBや学会DBを最大限に活用しつつ、これらのDBでは対応しきれないものについては、調査研究を通じて解決を図る。 16

# (2) 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業 脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備指針(案)作成のポイント

- これまでの「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」の取組等を踏まえ、以下のとおり指針(案)を取りまとめた。

## ① 普及啓発

- 地域住民を対象とした循環器病の発症予防・重症化予防・再発予防、治療、後遺症等に関する情報提供・普及啓発の実施。

## ② 医療連携体制の構築

- 都道府県と連携し、急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる医療機関間のネットワーク会議の開催・運営。
- 職種間連携を強化するためのネットワークや会議体の開催・運営。

## ③ 人材育成

- 地域の循環器病患者に関わる医療・介護・福祉従事者に対するの研修会等の開催。

## ④ 相談支援

- 県内の医療機関と共に、多職種による循環器病患者及び家族に対する相談支援(治療と仕事の両立支援を含む)等の実施とその知見の共有。
- 循環器病の後遺症を有する者に対する必要な福祉サービス等に関する適切な情報提供。

### 脳卒中・心臓病等 総合支援センター (医療機関)



- 都道府県全体の循環器病対策における中心的な役割を担う医療機関として、都道府県と連携しながら、県内の循環器病に関する医療機関、患者団体等との連携体制を構築する。

### 都道府県

- 循環器病の主要な危険因子である生活習慣病を予防及び早期発見のための健診受診や保健指導等の普及や取組の推進。
- 循環器病における適切な相談支援の内容や体制、必要な情報提供、普及啓発。

- 循環器病に関する急性期・回復期・慢性期病院間の連携を円滑にするための取組の検討。
- 多職種が連携し、質の高い循環器病の診療体制の構築。

- 国や総合支援センター等と協力し、都道府県の循環器病に関する専門的な医療従事者の人材育成や適正配置の推進。
- 遠隔医療や情報の連携を進め、医療者の業務環境の改善や業務の効率化等の検討。

- 医療機関や地域包括支援センターなどの既存の取組との連携・協力による、個別支援の提供体制の検討。
- 循環器病患者の障害特性に応じた生活支援や就労支援等の体制構築の調整・検討。

- 総合支援センターが安定的に運営できるよう、脳卒中・心臓病等特別対策費等を活用して必要な予算を確保し、都道府県の循環器病対策推進協議会とも連携し、都道府県の循環器病対策を推進する。

### 国・国立循環器病 研究センター (関係学会と連携)

- 循環器病に関する様々な情報を収集し、科学的根拠に基づく情報を国民に提供。
- 国民に対する循環器病の前兆及び症状、発症時の対処法並びに早期受診の重要性等に関する知識の啓発。

- 全国で共通の水準の医療を提供することができるよう、地域の実情を踏まえ、適宜関係機関と知見を共有するなど、連携構築を支援する取組の実施。

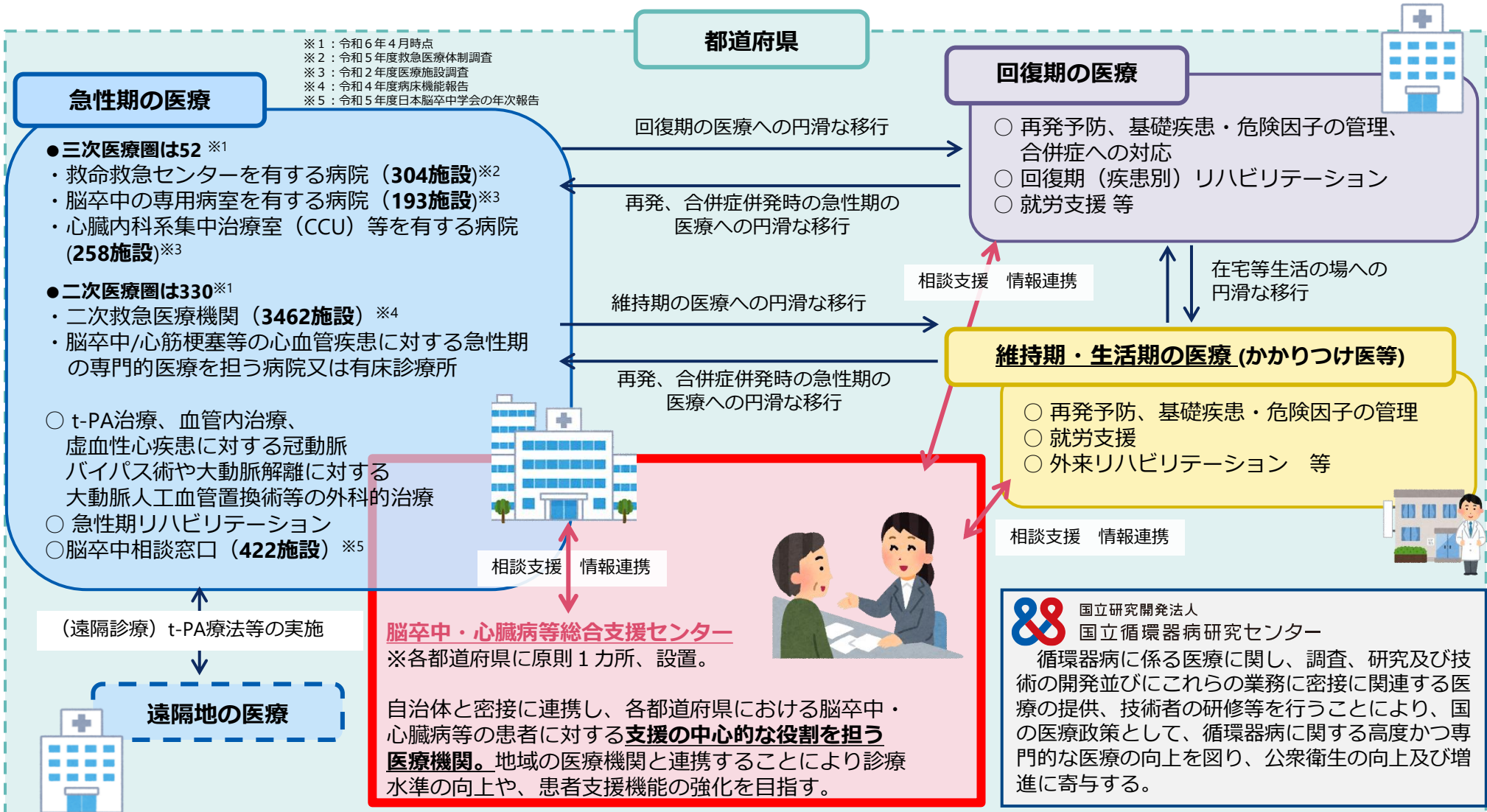
- 総合支援センターに関わる医療従事者等に対する人材の養成や医療従事者等に向けたコンテンツの作成・検討。
- 各総合支援センターの課題の抽出など調査や研究等(情報収集や分析・評価)の実施。

- 包括的な患者の相談支援に関する取組例の収集及びその全国展開の推進。
- 各総合支援センターの課題の抽出など調査や研究等(情報収集や分析・評価)の実施。

- 総合支援センターや都道府県が役割を最大限に発揮できるよう、最新の科学的な知見を収集するとともに、各都道府県の取組を評価・分析し、好事例の横展開等を通じて、国の循環器病対策を推進する。

# 循環器病の医療提供体制イメージ

- 循環器病は、急性期突然死かつ、介護が必要となる主な原因であり、各都道府県においては医療計画（循環器病対策推進計画）に基づき、急性期から維持期・生活期まで一貫した診療提供体制を整備している。



# 脳卒中・心臓病等特別対策事業

令和8年度当初予算額 3.1億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項において、「都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定しなければならない」とされている。
- 本事業は、都道府県が策定した「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策を適切に実施・推進するため各種事業の実施に必要な経費である。
- 令和7年度までに「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が全国に設置されたことを踏まえ、都道府県は本事業を活用し、「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、より実効性の高い循環器病対策を実施する必要がある。

## 2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度：令和3年度、補助先：都道府県、補助率：1/2】

### 【事業内容】

都道府県は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策の各種目標等の実現・達成のために、各都道府県に設置された「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、以下の事業を実施する。

- ① 都道府県循環器病対策推進事業
- ② 循環器病医療提供体制の整備等に資する事業
- ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
- ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
- ⑤ 循環器病の相談に資する事業
- ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業
- ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業

対象都道府県数の増37都道府県→47都道府県

① 循環器病対策の企画・検討等を行う会議体の運営



② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成等



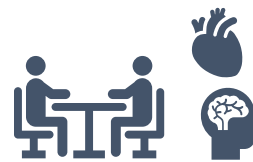
③ 普及啓発資材の開発、市民公開講座の実施



④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施



⑤ 循環器病に関する相談窓口の設置・運営



⑥ 循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築



⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援

# (3) 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業 循環器病に関する情報発信について

循環器病に関する情報を一元化し、国民に向けた情報発信を行うため、ポータルサイトを開設する予定

## <参考> がん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

The screenshot shows the homepage of the Ganjoho website. At the top, there is a search bar and navigation menus. The main heading reads "確かながんの情報をお届けします" (We deliver reliable cancer information). Below this, there is a section titled "ピックアップ" (Pickup) with several featured articles and links. At the bottom, there is a search section for "病名から探す" (Search by disease name) and "日本に多いがん" (Cancers common in Japan), listing various cancer types like 大腸がん (Colon cancer), 胃がん (Stomach cancer), 肺がん (Lung cancer), etc.

## <参考> 糖尿病情報センター

<https://dmic.jihs.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Diabetes Information Center. The header includes the logo and name of the center. Below the header, there are navigation buttons for "一般の方へ" (For the general public) and "医師・医療スタッフの方へ" (For doctors and medical staff). The main content area is divided into two sections: "一般の方へ" and "医師・医療スタッフの方へ". The "一般の方へ" section contains various links and buttons for topics like "項目目次" (Table of contents), "音声資料" (Audio materials), "手話動画" (Sign language videos), "2型糖尿病 わかりやすい版" (Easy-to-understand version of Type 2 diabetes), "糖尿病ってなに?" (What is diabetes?), "診断と検査" (Diagnosis and tests), "治療のはなし" (About treatment), "薬のはなし" (About medicine), "合併症" (Complications), "1型糖尿病" (Type 1 diabetes), "関連する病気" (Related diseases), "ライフステージ・まわりの方へ" (For different life stages and those around you), "生活の中で糖尿病と上手につきあう" (How to live with diabetes), and "糖尿病治療のエピソード" (Diabetes treatment episodes). The "医師・医療スタッフの方へ" section includes "政策研究関連" (Policy research related) and "お知らせ" (Notice). At the bottom, there is a "新着情報・トピックス" (New information and topics) section with a date of 2026年6月4日 and a link to a page about the relationship between diabetes and cardiovascular disease.

## (4) 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業 基本計画の進捗評価について

国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行うとともに、都道府県の循環器病対策の進捗に資する取組を実施する予定。

### 第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月）抜粋

#### 5. 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

##### (4) 都道府県による計画の策定

<略>

国は、都道府県における都道府県計画の作成に当たり、都道府県に対して、都道府県計画の作成手法などについて、必要な助言をし、都道府県はこれを踏まえて作成するよう努める。国は、都道府県の循環器病対策の状況を把握し、積極的に好事例の情報提供を行うなど、都道府県との情報共有に努める。

##### (6) 基本計画の評価・見直し

法第9条第7項において、政府は、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況の変化、循環器病に関する研究の進展等を勘案し、並びに循環器病対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととされている。

<略>

国は、計画期間全体にわたり、本基本計画の進捗状況を把握し管理するため、3年を目途に中間評価を行う。その際、個々の取り組むべき施策が、個別目標の達成に向けてどれだけの効果をもたらしているか、施策全体として効果を発揮しているかという観点から、可能な限り科学的・総合的な評価を行い、その評価結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映するものとする。併せて、本基本計画の実施に当たっては、各施策の具体的な目標の設定に向けた検討を行う。また、協議会は、循環器病対策の進捗状況を踏まえ、施策の推進に資する上で必要な提言を行うとともに、必要に応じて、検討会等を設置し議論を行うことについて検討する。

- ご清聴ありがとうございました。

～もっと詳しく知りたい方へ～

厚生労働省 循環器病対策



ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare